情報支援機器貸出規程

（趣旨）

第１条　この規程は、高知県が所有し、高知県聴覚障害者情報センター（以下「情報センター」という。）が管理する、情報支援機器（以下「機器」という。）の貸出しに関して必要な事項を定めるものとする。

（貸出目的）

第２条　機器は、会議、研修、その他社会参加活動の場面で、聴覚障害者の情報保障及びコミュニケーション環境改善に資することを目的として貸し出すものとする。

（貸出機器）

第３条　貸し出す機器は、別表のとおりとする。

（貸出対象）

第４条　貸出対象は、障害者団体、教育機関、その他情報センターが適当と認める団体・事業所・個人とする。

（貸出期間）

第５条　貸出期間は、原則１週間以内とする。ただし、全国大会等、長期にわたって使用する場合は、この限りでない。

（貸出手続等）

第６条　機器の貸出しを受けようとする者は、情報支援機器貸出申請書（様式第１号）に必要事項を記入し、情報センター所長に申請しなければならない。

２　情報センター所長は、前項の申請内容が次のいずれかに該当する場合は、貸出しをしない。

（１）　企業活動及び営利活動に使用しようとするものであるとき

（２）　政治活動に利用されるおそれがあるとき

（３）　宗教活動に利用されるおそれがあるとき

（４）　その他センター所長が適当でないと認めるとき

３　貸出し及び返却については、原則、申請者が直接情報センターに来所し行うものとし、郵送等による貸出し及び返却は行わないものとする。

（費用）

第７条　機器の使用料は、無償とする。ただし、機器の搬送、設置等の費用は、貸出しを受けた者の負担とする。

（貸出しを受けた者の義務）

第８条　貸出しを受けた者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

　（１）　機器は丁寧に取り扱うこと。

　（２）　貸出期間を厳守し、使用後は機器の確認を行い、速やかに返却すること。

　（３）　第２条の目的以外に利用しないこと。また、第三者に譲渡又は転貸しないこと。

　（４）　貸出中に機器を破損又は紛失した場合は、必ず情報センターへ報告すること。

（貸出しを受けた者の責任）

第９条　貸出しを受けた者がこの規程に違反した場合は、貸出期間終了前に返却を求める場合がある。また、故意又は過失により機器を破損、紛失させた場合は、速やかに損害を賠償するものとする。

２　機器の使用により貸出しを受けた者が被った被害又は貸出しを受けた者が第三者に与えた損害については、情報センターは一切その責めを負わない。

　附　則

この規程は、令和５年５月２日から施行する。

【別表】　貸出機器一覧

1. **ヒアリングループ**

|  |
| --- |
| 1. 小型ヒアリングループシステム一式   （アンプ、ワイヤレスマイク、有線マイク、ヒアリングループ用アンテナ） |
| 1. 携帯型ヒアリングループシステム一式   （アンプ、ワイヤレスチューナーユニット、ワイヤレスマイク、有線マイク、ドラム式ループアンテナ、10ｗアンプ付きスピーカー） |
| 1. ヒアリングループ専用受信機（３台まで） |

**２．ロジャーシステム**

|  |
| --- |
| 1. タッチスクリーンマイク |
| 1. デジマスター５０００Ｖ２ |
| （３）高さ調整可能三脚 |